藤沢市図書館に関する規則の一部改正について 藤沢市図書館に関する規則の一部を次のように改正する。

2019年(平成31年)3月20日提出

藤沢市教育委員会 教育長 平 岩 多恵子

- 改正する規則
 別紙のとおり
- 2 施行期日2019年(平成31年)4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、平成31年4月から、藤沢市藤沢公民館・労働会館等 複合施設の設置に伴い、藤沢市藤沢市民図書室が複合施設に移転する等、規定を整 備する必要による。 藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

藤沢市教育委員会 教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市図書館に関する規則(昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号)の一部 を次のように改正する。

第3条第1項の表藤沢市藤沢市民図書室の項中「藤沢一丁目9番17号」を「本町一丁目12番17号」に改める。

第12条の2第2項第3号中「オまで」を「カまで」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改 正 案

(分室、視聴覚ライブラリー及び点字図書館)

第3条 図書館に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後 513 番地
藤沢市明治市民図書室	藤沢市辻堂新町一丁目 11 番 23 号
藤沢市辻堂市民図書室	藤沢市辻堂東海岸一丁目1番41号
藤沢市御所見市民図書室	藤沢市打戻 1,760 番地の 1
藤沢市片瀬市民図書室	藤沢市片瀬三丁目9番6号
藤沢市遠藤市民図書室	藤沢市遠藤 2,984 番地の 3
藤沢市六会市民図書室	藤沢市亀井野四丁目8番地の1
藤沢市善行市民図書室	藤沢市善行一丁目 2 番地の 3
藤沢市藤沢市民図書室	藤沢市本町一丁目 12番 17号
藤沢市鵠沼市民図書室	藤沢市鵠沼海岸二丁目 10 番 34 号
藤沢市村岡市民図書室	藤沢市弥勒寺一丁目7番7号

- 2 図書館に視聴覚ライブラリーを置く。
- 3 図書館に点字図書館を置く。

省略

(使用料の減免基準等)

現

行

(分室, 視聴覚ライブラリー及び点字図書館)

第3条 図書館に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後 513 番地
藤沢市明治市民図書室	藤沢市辻堂新町一丁目 11 番 23 号
藤沢市辻堂市民図書室	藤沢市辻堂東海岸一丁目1番41号
藤沢市御所見市民図書室	藤沢市打戻 1,760 番地の 1
藤沢市片瀬市民図書室	藤沢市片瀬三丁目 9 番 6 号
藤沢市遠藤市民図書室	藤沢市遠藤 2,984 番地の 3
藤沢市六会市民図書室	藤沢市亀井野四丁目8番地の1
藤沢市善行市民図書室	藤沢市善行一丁目 2番地の 3
藤沢市藤沢市民図書室	藤沢市藤沢一丁目 9番 17号
藤沢市鵠沼市民図書室	藤沢市鵠沼海岸二丁目 10番 34号
藤沢市村岡市民図書室	藤沢市弥勒寺一丁目7番7号

- 2 図書館に視聴覚ライブラリーを置く。
- 3 図書館に点字図書館を置く。

省略

(使用料の減免基準等)

第12条の2条例第9条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割
- (2) 前号に掲げる場合のほか,教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合
- 2 条例第 9 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) 主たる構成員が障がい者の団体又はその支援団体が使用する場合
- (3) 次のアから<u>カ</u>までに掲げる者又は当該者及びその介護者が個人で使用 する場合
- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されて いる者
- イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため,児 童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で,その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- エ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)の規定 により特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けている者
- オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に

- 第12条の2 条例第9条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
- (1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割
- (2) 前号に掲げる場合のほか,教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合
- 2 条例第9条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) 主たる構成員が障がい者の団体又はその支援団体が使用する場合
- (3) 次のアから才までに掲げる者又は当該者及びその介護者が個人で使用する場合
- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されて いる者
- イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため, 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で, その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- エ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)の規定 により特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けている者
- オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に

対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を 受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に 該当する者として記載されている者

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の規定により交付を 受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に 該当する者として記載されている者

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。